

令和7年 第19回厚沢部町農業委員会総会議事録												
招集年月日	令和7年1月16日											
招集の場所	厚沢部町町役場2階 第1会議室											
会議の日時	開 会		令和7年1月20日 午後 4時00分									
	閉 会		令和7年1月20日 午後 5時00分									
出席者の数	委員定数14名のうち 出席者13名 欠席者1名											
出席委員	職 名		氏 名		職 名		氏 名		職 名		氏 名	
	1番	会長	外 崎 明		7番	委員	下川部 和 宏		13番	委員	由 利 昭 人	
	2番	委員	吉 田 藍		8番	委員	川 口 豊		14番	委員	佐 藤 貴 彦	
	3番	委員	佐 藤 美登子		9番	委員	西 口 智 章					
	4番	委員	木 村 卓 也		10番	委員	奈 良 和 人					
	5番	委員	齋 藤 和 博		11番	委員	木 口 幸 弘					
	6番	委員	前 田 秀 幸		12番	委員	佐 藤 龍 也					
参 与	事務局長 沼 下 利 広 総務係 谷 口 方 基											
議案説明のため出席した者 なし												
令和7年 月 日 上記のとおり、会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため署名捺印する。												
会 議 録 署名委員	農委会長 2番 _____ 10番 _____ _____											

[illegible]

会 議 の 経 過	
事務局長	全員おそろいですので、これより、第 19 回厚沢部町農業委員会総会を始めます。
会長	さっそく総会に入りたいと思います。よろしくお願いします。
会長	日程第 1、出席者の報告。1 名（由利委員）欠席、13 名出席です。 日程第 2、議事録署名委員の指名について、2 番、10 番お願いいたします。
事務局	報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について事務局説明をお願いします。 報告第 1 号 下記農地について利用権設定の解約の申し入れがあり、農地法第 18 条第 6 項の規定により通知がありましたので報告します。 1 番 借主は新栄の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか 1 筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 18,223 m ² 、契約期間は令和 6 年 4 月 26 日から令和 8 年 12 月 31 日まででした。所有権移転にともなう解約です。 2 番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか 9 筆で、地目は公簿・現況ともに畑、合計面積は 78,673 m ² 、契約期間は令和 6 年 4 月 26 日から令和 16 年 4 月 25 日まででした。所有権移転にともなう解約です。 3 番 借主は当路の〇〇〇〇さん、貸主は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか 2 筆で、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 21,211 m ² 、契約期間は令和 4 年 6 月 24 日から令和 7 年 6 月 23 日まででした。所有権移転にともなう解約です。
会長	説明が終わりました。報告ですが、何か聞きたいことあれば。 なければ、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明願います。
事務局	議案第 1 号 下記のとおり利用権設定のため農地法第 3 条の規定による許可申請があったので適否について意見を求めます。 1 番 譲受人は相生の〇〇〇〇さんで、公売による最高価買受申出人のため単独申請となっています。土地の所在は相生〇〇ほか 9 筆、地目は公簿・現況ともに記載のとおり、合計面積は 69,395 m ² です。対価は 10a あたり田で 100,000 円、畑で 52,800 円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。補足説明をお願いします。
佐藤(貴)委員	この農地は、国営相和地区農地開発事業で造成した農地について、負担金滞納処分のため町が昨年 12 月に公売を実施しました。公売には相生の〇〇〇〇さんが参加し、議案額にて落札しました。公売結果に基づき、町が滞納処分のため所有者から〇〇〇〇さんへ所有権を移転するものです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。

会 議 の 経 過	
事務局	次に議案第2号 農用地利用集積計画について事務局より説明願います。 議案第2号 下記農地につき、農用地利用集積計画により所有権移転の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇ほか1筆。地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は18,223㎡、対価は10aあたり田で100,000円、畑で50,000円となっております。 2番 譲受人は南館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか2筆、地目は公募現況ともに畑、合計面積は19,221㎡、対価は10aあたり50,000円となっております。 3番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は札幌市の〇〇〇〇さん、土地の所在は中館〇〇ほか11筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は81,293㎡、対価は10aあたり田で約100,000円、畑で50,000円となっております。 4番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は函館市の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか5筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は11,839.64㎡、対価は10aあたり101,000円となっております。 5番 譲受人は上里の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか1筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は7,787㎡、対価は10aあたり57,000円となっております。
会長	説明が終わりました。1番から補足説明をお願いします。
吉田代理	1番について、先ほど報告第1号でありましたが、〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの娘さんで、農地を売りたいということで、元々耕作していた〇〇〇〇さんが買うことになりました。
西口委員	2番について、これも1番と同様で〇〇〇〇さんの娘さんが売りたいとのことで、〇〇〇〇さんが買うことで話がまとまったそうです。
木村委員	3番について、これも同じく〇〇〇〇さんの娘さんで、西鶉方面の農地ですが、〇〇〇〇さんが買うことになったそうです。
木村委員	4番について、これは元々〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから借りていた場所で、今回譲り受けることになったそうです。
木口委員	5番について、以前から〇〇〇〇さんが耕作していた畑で、今回売買することになったそうです。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無いということなので、申請通り許可してよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。
会長	次に議案第3号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。

会 議 の 経 過	
事務局	議案第3号 下記農地につき、農用地利用集積計画により賃貸借の申請があったので、適否について意見を求めます。 1番 譲受人は当路の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶺町の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶺〇〇外15筆、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は120,449㎡です。契約期間は令和7年1月21日～令和17年1月20日までの10年間です。対価は10aあたり字鶺の農地が3,000円で、それ以外が5,000円となっております。更新です。 2番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は新栄の〇〇〇〇さん、土地の所在は新栄〇〇で、地目は公募現況ともに畑で、面積は10,013㎡です。契約期間は令和7年1月21日～令和8年12月31日までの2年間です。対価は10aあたり5,000円となっております。 3番 譲受人は新栄の〇〇〇〇さん、譲渡人は鶺の〇〇〇〇さん、土地の所在は鶺〇〇ほか4筆で、地目は公募現況ともに記載のとおり、合計面積は71,967㎡です。契約期間は令和7年1月21日～令和7年12月31日までの1年間です。対価は10aあたり5,000円となっております。 4番 譲受人は館町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は館町〇〇ほか4筆で、地目は公募現況ともに田で、合計面積は36,207㎡です。契約期間は令和7年1月21日～令和11年12月31日の5年間です。対価は10aあたり16,000円となっております。 5番 譲受人は赤沼町の〇〇〇〇さん、譲渡人は赤沼町の〇〇〇〇さん、土地の所在は赤沼町〇〇ほか1筆で、地目は公募現況ともに畑で、合計面積は3,602㎡です。契約期間は令和7年1月21日～令和8年12月31日の2年間です。対価は10aあたり5,000円となっております。
会長	事務局の説明終わりました。 1番、3番、5番が更新、4番が一部更新であとは新規ということで、2番と4番について、補足説明をお願いします。
奈良委員	2番について、〇〇〇〇さんが農家を辞めるわけではないけれども、年齢と共に大変になってきたということで、近くで耕作している〇〇〇〇さんに貸すということです。
西口委員	4番について、新規に貸し付ける農地は、更新する農地と続いている農地で、今回合わせて〇〇〇〇さんに貸したいということでの申請です。
会長	補足説明終わりました。何か質問・意見ありませんか。
委員	ありません。
会長	無ければ、申請通り許可することとしてよろしいですか。
委員	異議なし。
会長	では、申請通り許可します。 以上で、第19回農業委員会の議案審議を終了します。 ～了～